

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I 「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（素案）」について-----	1
II 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について-----	3
III 令和4年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査 （第1回）結果について-----	11
IV 「神奈川県食育推進計画」の改定素案について-----	16
V 令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について-----	19

I 「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（素案）」について

1 趣旨

令和元年7月に「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」（以下「第3期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、令和4年度は「第3期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第3期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（素案）」（以下「点検報告書（素案）」という。）としてとりまとめた。

2 経緯

- ・ 令和4年5月30日から6月3日に書面開催した神奈川県総合計画審議会で、「『第3期実施計画』点検基本方針」について審議し、了承された。
- ・ 令和4年11月14日開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」について審議し、了承された。

3 「点検報告書（素案）」の概要

(1) 「基本構想」の点検

神奈川が人口減少局面に入ったこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活困窮や社会的孤立など社会に潜在していた課題が急速に顕在化したこと、また、社会のデジタル化が加速したこと、脱炭素社会に向けた動きが国内外で活発化していることなど、「基本構想」策定以降の社会環境の変化について整理した。その上で、「基本構想」に示した「基本目標」や「政策の基本方向」について検証を行った。

(2) 「第3期実施計画」の点検

ア プロジェクトの点検

23のプロジェクトごとに、次のとおり点検を行った。

- ・ 「総合分析」として、プロジェクトのねらいに向けた取組みの全体像を整理した。
- ・ 「指標の動向」「K P Iの達成状況」として、計画期間4年分の状況を示すとともに、その要因を分析した。また、4年間の「主な取組みと成果」を明らかにした。
- ・ 「プロジェクトをとりまく中長期的な課題や方向性」として、社会環境の変化などを踏まえ、今後検討していくべき課題や方向性を整理した。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響の検証

コロナ禍の影響により、事業の中止や延期など大幅な事業見直しを余儀なくされる中、創意工夫により代替策を講じてきた取組みを整理するとともに、これまでの取組みがコロナ禍で開花し、より一層の効果を発揮した実績を整理した。

ウ SDG sの理念を生かした社会的課題への対応状況の検証

県民、NPO、企業、大学、行政等の多様な主体とSDG sの理念を共有し、連携して社会的課題の解決に取り組んだ状況を整理した。

4 公表等

「点検報告書（素案）」は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

また、「点検報告書（素案）」の概要版を作成し、県民意見募集等に活用する。

5 今後の予定

令和4年12月中旬

～5年1月中旬 「点検報告書（素案）」について県民意見募集等を実施

令和5年2月

「点検報告書（案）」のとりまとめ
神奈川県総合計画審議会での審議
第1回県議会定例会に報告

3月

「点検報告書」公表

II 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

1 県立学校及び市町村立学校の対応について

(県教育委員会における現在の教育活動等については別紙記載)

令和4年11月30日に、文部科学省から11月29日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」により飲食の場面における感染対策の取扱いが示されたこと等を踏まえ、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

2 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

県教育委員会における現在の教育活動等について

1 県立学校及び市町村立学校の対応について

令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】**ア 基本的な対応について**

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

○ 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。

○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

○ 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

○ 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。

○ 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

○ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

2 県立社会教育施設の対応について

令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

○ 博物館、美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

○ 図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和4年12月5日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年12月まで	高等学校・中等教育学校	28,825	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校児童・ 生徒数	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,587	29			
	合 計	30,412人	169校			

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年12月まで	高等学校・中等教育学校	2,234	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校教員数 (本務者)	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,011	29			
	合 計	3,245人	169校			

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数		合計	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人 (244人)	675人 (17人)	1,028人 (31人)
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314 (154)	87 (3)	177 (4)
	特別支援学校	169 (14)		90 (1)	
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096 (88)	71 (1)	108 (1)
	特別支援学校	41 (4)		37 (0)	
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416 (24)	15 (0)	28 (0)
	特別支援学校	18 (0)		13 (0)	
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258 (541)	386 (48)	526 (83)
	特別支援学校	165 (25)		140 (35)	
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277 (1,133)	316 (156)	412 (214)
	特別支援学校	130 (45)		96 (58)	
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,541 (613)	2,657 (637)	135 (27)	184 (53)
	特別支援学校	116 (24)		49 (26)	
令和4年 10月	高等学校・中等教育学校	1,299	1,361	112	151
	特別支援学校	62		39	
令和4年 11月	高等学校・中等教育学校	3,627	3,804	310	456
	特別支援学校	177		146	
令和4年 12月	高等学校・中等教育学校	437	466	69	101
	特別支援学校	29		32	
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	19,742人 (2,465人)	20,649人 (2,577人)	1,501人 (235人)	2,143人 (355人)
	特別支援学校	907人 (112人)		642人 (120人)	
合計	高等学校・中等教育学校	28,825人 (2,679人)	30,412人 (2,821人)	2,234人 (252人)	3,245人 (386人)
	特別支援学校	1,587人 (142人)		1,011人 (134人)	

※ () は自主療養者数で外数

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数
令和2年3月から 令和4年10月まで	高等学校	2,883
	中学校	41,682
	小学校	124,576
	特別支援学校	644
	合 計	169,785人

[参考]

市町村立学校児童・生徒数
652,571

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数
令和2年3月から 令和4年10月まで	高等学校	277
	中学校	2,655
	小学校	6,383
	特別支援学校	363
	合 計	9,678人

[参考]

市町村立学校教職員数（本務者）
41,881

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年10月まで （学校再開後）	高等学校	11
	中学校	68
	小学校	117
	特別支援学校	7
	合 計	203校

[参考]

市町村立学校校数
1,295校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教職員数（本務者）は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査（速報値）」より

(4) 月別感染者数 (令和4年10月まで)
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数		合計	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人			
	小学校	941人			
	特別支援学校	15人			
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人			
	小学校	53,416人			
	特別支援学校	283人			
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727			
	小学校	8,991			
	特別支援学校	33			
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414			
	小学校	4,612			
	特別支援学校	37			
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718			
	小学校	2,544			
	特別支援学校	17			
令和4年 7月	高等学校	615	27,428	49	1,523
	中学校	8,418			
	小学校	18,314			
	特別支援学校	81			
令和4年 8月	高等学校	399	24,744	70	1,162
	中学校	7,158			
	小学校	17,083			
	特別支援学校	104			
令和4年 9月	高等学校	314	17,270	13	1,028
	中学校	3,915			
	小学校	12,986			
	特別支援学校	55			
令和4年 10月	高等学校	155	8,256	8	592
	中学校	2,394			
	小学校	5,688			
	特別支援学校	19			
令和4年度 小計	高等学校	1,855人	99,163人	169人	5,147人
	中学校	26,744人			
	小学校	70,218人			
	特別支援学校	346人			
合計	高等学校	2,883人	169,785人	277人	9,678人
	中学校	41,682人			
	小学校	124,576人			
	特別支援学校	644人			

※市町村が月毎の感染状況をまとめ、翌月に県教育委員会に報告したデータを集計

参考 2

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 12 月 5 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	2
8:45	1
8:50	30
8:55	13
9:00	52
9:05	13
9:10	17
9:15	3
9:20	8
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 4 年 12 月 5 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	10
9:10	2
9:15	1
9:30	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

Ⅲ 令和4年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について

1 調査の概要

県教育委員会では、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組の一環として、県立学校生徒を対象とした令和4年度アンケート調査（第1回）を実施した。

(1) 調査の目的

- ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。
- イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ防止意識の向上を図るとともに、セクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象等

ア 調査対象

県立高等学校(全課程)138校、県立中等教育学校(後期課程)2校、
県立特別支援学校(高等部)29校の全ての生徒(約118,400人)

イ 調査内容

- (ア) 生徒自身が受けたセクハラ及び被害に対する具体的な対応等
- (イ) 他の生徒が被害を受けたことを見たり、被害を受けた生徒から直接相談されたりしたセクハラ及びその被害に対する具体的な対応等
生徒が他の生徒の被害について見聞きした状況
- (ウ) 学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりすること

※今回の調査から調査内容の見直しを行い、「自分自身が被害を受けた」、「他の生徒が被害を受けた」に加え、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりすることがある」の項目を追加し、学校生活以外でのセクハラについて明確にわかるように変更した。

ウ 調査方法

全生徒に対し、学校を通じて、啓発資料とともにアンケート回答用のURL及び二次元コード記載の「調査のお願い」を配付。各生徒は、自宅等でパソコン、スマートフォンなどから回答する。(無記名可)

エ 調査対象期間

令和4年4月1日から令和4年7月31日まで
(アンケート受付期間：7月4日～7月31日)

2 調査の結果

(1) 回答状況

セクハラについての回答件数 140件

(内訳：男子36件 女子88件 不明16件)

(2) セクハラについての回答件数の内訳

セクハラについての回答件数140件のうち、「自分自身が被害を受けた」件数は41件、「他の生徒が被害を受けた」件数は46件、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりすることがある」件数は53件であった。

被害内容	件数
自分自身が被害を受けた	41件
他の生徒が被害を受けた	46件
学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりすることがある	53件
計	140件

(3) 「自分自身が被害を受けた」という回答のセクハラの実行者

セクハラの実行者	件数
先生	19件
生徒	21件
部活動の指導者(顧問の先生以外)	1件
計	41件

(4) 「自分自身が被害を受けた」という回答の被害の内容

被害の内容(複数回答可)	件数
必要もないのに体に触られた	11件
性的なからかいや冗談などを言われた	11件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	6件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた	0件
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	4件
性的な関係を求められた	1件
着替え中に部屋に入ってきた	5件
その他	16件
計	延べ54件

(5) 「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりするところがある」という回答の記述内容の分類

内容	件数
痴漢	14件
過去の被害	6件
不審者	5件
アルバイト先での被害	4件
家族や校外の友人等からの被害	4件
性別による決めつけ	4件
ネットによる被害	3件
セクハラへの不安	3件
盗撮	2件
性的なからかい	2件
その他	6件
計	延べ53件

(6) 回答に対する対応等

被害を受けたという回答について、県教育委員会行政課から当該校の校長に対して回答内容を伝え、事実確認等の調査を依頼した。

調査の結果、教員による行為 14 件(10 人)が確認された。その内容は、イケメンだねといやみで言われたというもの、物理的な距離感がとても近いというものなどであった。

校長は、調査結果を行政課に報告するとともに、結果を踏まえ、加害教職員が判明した場合は、当該教職員に直接指導するなどし、判明しなかった場合でも教職員全体や生徒に対する注意喚起等の措置を講じた。

3 総括

- 今回の調査から、被害を受けた場所や時間、具体的な被害の内容についても把握できるように質問内容を変更し、さらに、これまで自由記述としていた「他の生徒が被害を受けた」ことについても、「自分自身が被害を受けた」場合と同じ内容等について回答を求めた。その結果、被害について把握した具体的な内容を学校に情報提供して調査を依頼したことにより、事案の特定や、被害への対応を適切に行うことができた。
- 教職員を行為者とする被害の内容については、「性的なからかいや冗談などを言われた」が 8 件と最も多かった。次いで、新たに項目に設定した「着替え中に部屋に入ってきた」が 4 件、「必要もないのに体に触られた」が 3 件であった。被害の具体的な回答内容としては、授業中に生徒に注意を促すための身体接触や部活動等の指導における身体接触、学習内容に関する性的な言葉や内容を過度に強調したり生徒に声に出して回答させたりすること、性別による呼称の使い分けや性別による役割の決めつけなどが挙げられた。
- 被害を受けた生徒自身の対応については、「何もしなかった」は 15 件(28.3%)で、前年度第 1 回の 54.2%から減少した。「友だち、家族など身近な人に相談した」が 16 件、「態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた」は 12 件であった。

4 今後の対応

- 教職員への対応として、「不祥事防止職員啓発・点検資料」等に、今回のアンケート調査の回答において、生徒からセクハラ行為として訴えのあった教職員の具体的な言動を例示して、注意喚起や啓発を行い、未然防止を図る。

- 生徒間のセクハラ被害の訴えもあることから、生徒への対応として、調査実施時に配付する啓発資料に、調査の回答結果を反映した事例を掲載し、どのような行為がセクハラにあたるのかを周知して、未然防止を図る。また、学校外での被害も含め、セクハラを受けた際に生徒が相談できるよう、全生徒に4月に配付済みの啓発資料リーフレット「セクハラって、例えばこんなこと(相談窓口一覧付き)」や、各校に配付している相談窓口ポスター「校内相談窓口」「あなたの相談窓口」等の活用を促進し、周知を徹底していく。

※調査結果の詳細は参考資料3のとおり

IV 「神奈川県食育推進計画」の改定素案について

平成30年3月に策定した「神奈川県食育推進計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

本県の食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

(2) 計画の性格

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画である。

(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 改定の考え方とポイント

ア 基本方針

(ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

「食」は、未病を改善するための重要な要素であり、県民一人一人が食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することが、生涯を通じた心身の健康につながることから、栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていけるよう取組を推進する。

(イ) 持続可能な食を支える食育の推進

「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深め、農林水産物の地産地消や食を取り巻く環境への配慮を実践することが持続可能な食につながるため、食に対する感謝の気持ちを培うとともに、神奈川の食に親しめるよう取組を推進する。

イ 追加する内容

横断的な視点として、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を追加する。

2 改定計画素案の概要

(1) はじめに

ア 計画策定の趣旨

イ 計画の位置づけ

ウ 計画の期間

エ 計画の対象区域

- (2) かながわの食をめぐる現状
 - ア 食生活と健康
 - イ 食を取り巻く環境
 - ウ 食に関する情報
- (3) 神奈川県が目指す食育の方向
 - ア 基本理念
 - イ 基本方針
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ウ 指標及び目標値
- (4) 食育推進の施策展開
 - ア 施策展開の考え方
 - (ア) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携
 - イ 食育の基本的施策
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 若い世代に向けた取組
 - ・ 食の安全への理解促進
 - ・ 食に関する調査・研究
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食文化の継承の推進
 - ウ 県民、団体、事業者等に期待される取組

- (5) ライフステージごとのテーマと取組例
 - ア ライフステージごとのテーマと取組例
 - イ 食育の取組総括表

- (6) 推進体制
 - ア 庁内推進体制
 - イ 県民との推進体制
 - ウ 民間団体等との推進体制
 - エ 市町村、国との推進体制
 - オ 計画の達成状況の点検及び評価

<参考>

- ア 「第3次神奈川県食育推進計画」の評価
- イ 県内市町村の食育推進計画
- ウ 用語解説

3 今後のスケジュール

- 令和4年12月 改定素案に対するパブリックコメントを実施
- ～令和5年1月
- 令和5年2月 かながわ食育推進県民会議の意見を聴取
第1回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画案を報告
- 令和5年3月 計画の改定

V 令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

1 調査の概要

(1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

(2) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

(3) 調査方法

令和3年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

2 公立学校の調査結果

(1) いじめについて

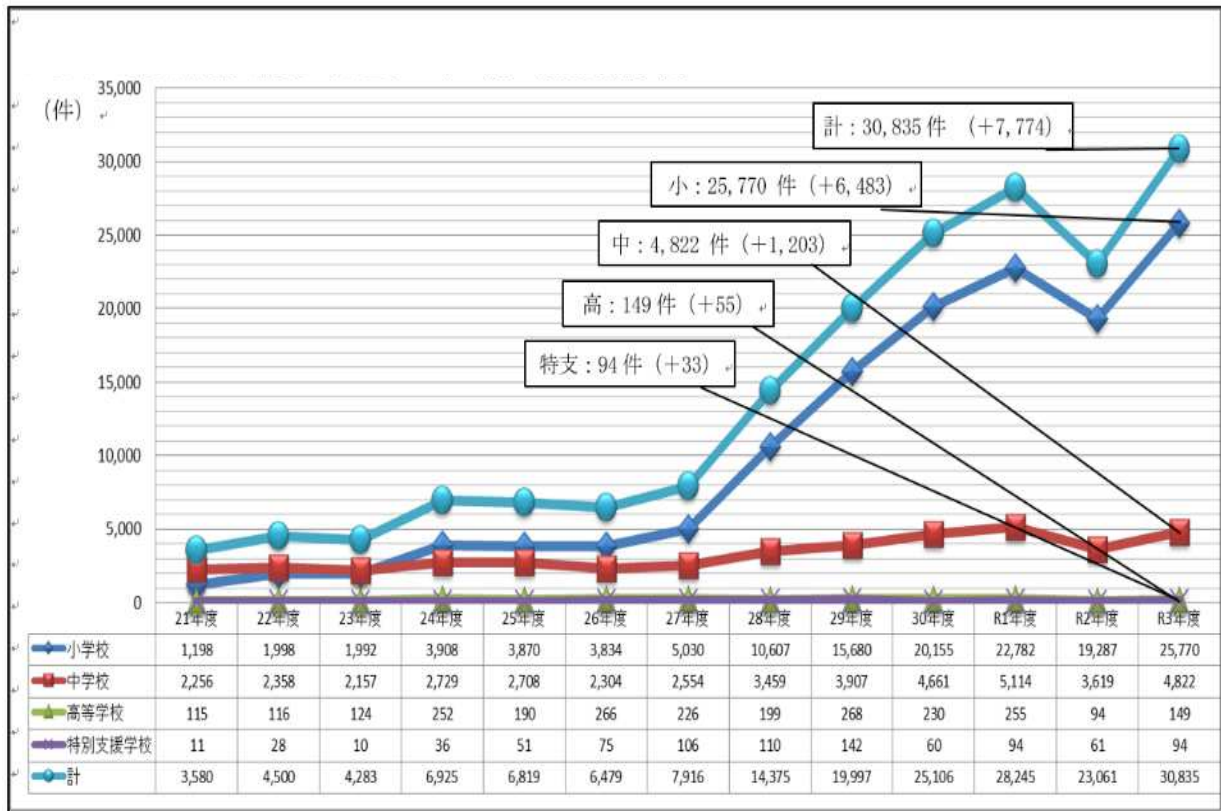
令和3年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より7,774件多い、30,835件のいじめを認知した。内訳は、小学校で6,483件の増加、中学校で1,203件の増加、高等学校で55件の増加、特別支援学校で33件の増加であった。（【図1】参照）

いじめの認知件数の増加は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。

いじめの認知の増加については、児童・生徒にコミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から6件減少の8件（小5件、中3件、高0件、特0件）であった。

【図1】 いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



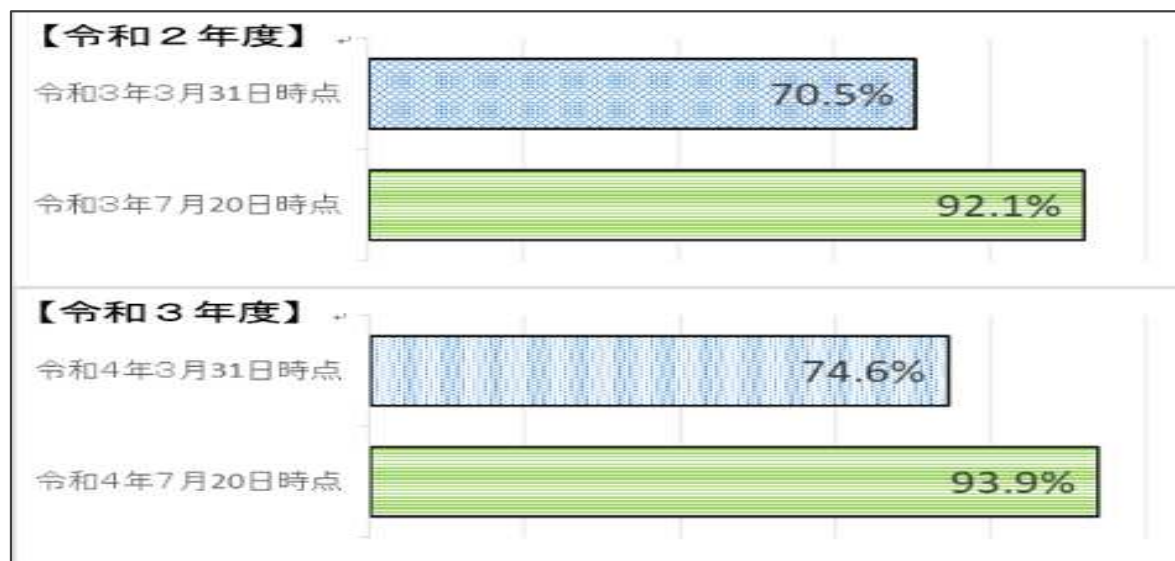
次に、いじめの解消状況について、平成30年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点（夏季休業前）での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。

学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

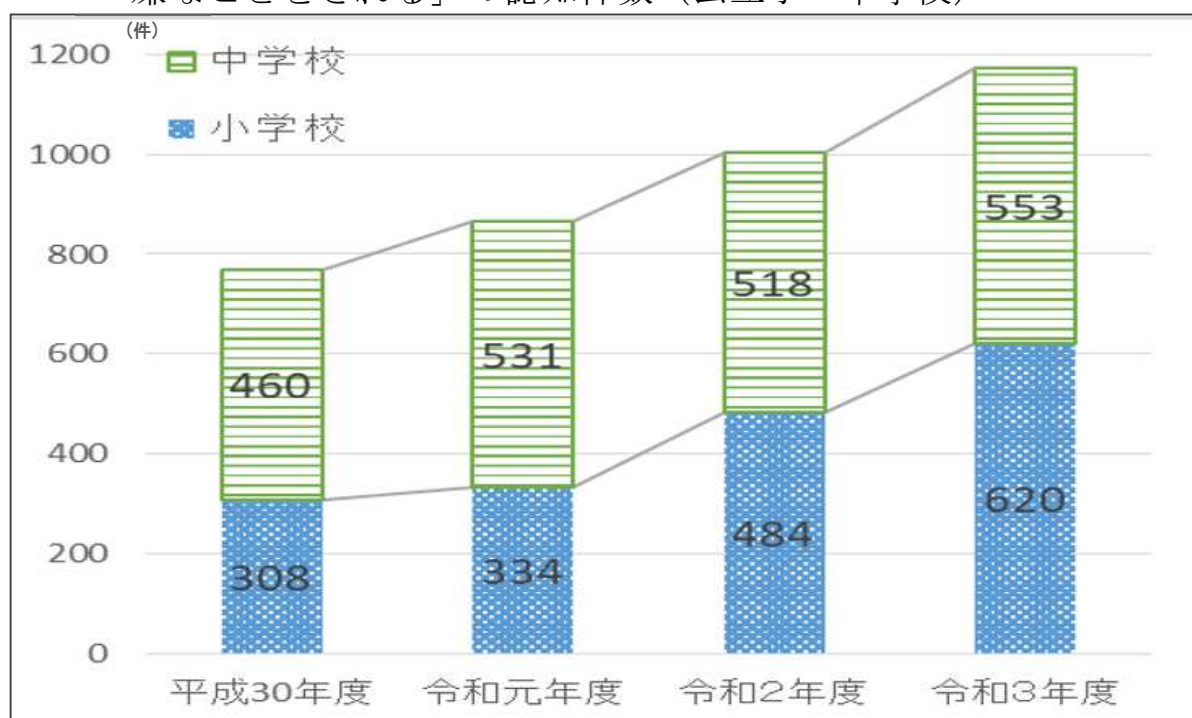
【図2】いじめが解消している割合（公立小・中・高・特別支援学校）



さらに、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。（【図3】参照）

いじめについては、未然防止の取組を進めるとともに、いじめを見逃さず、早期発見、早期対応に努めることが必要である。また、SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラル教育やICT機器を活用する際のスキル等の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要である。

【図3】いじめの様態の中で「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（公立小・中学校）

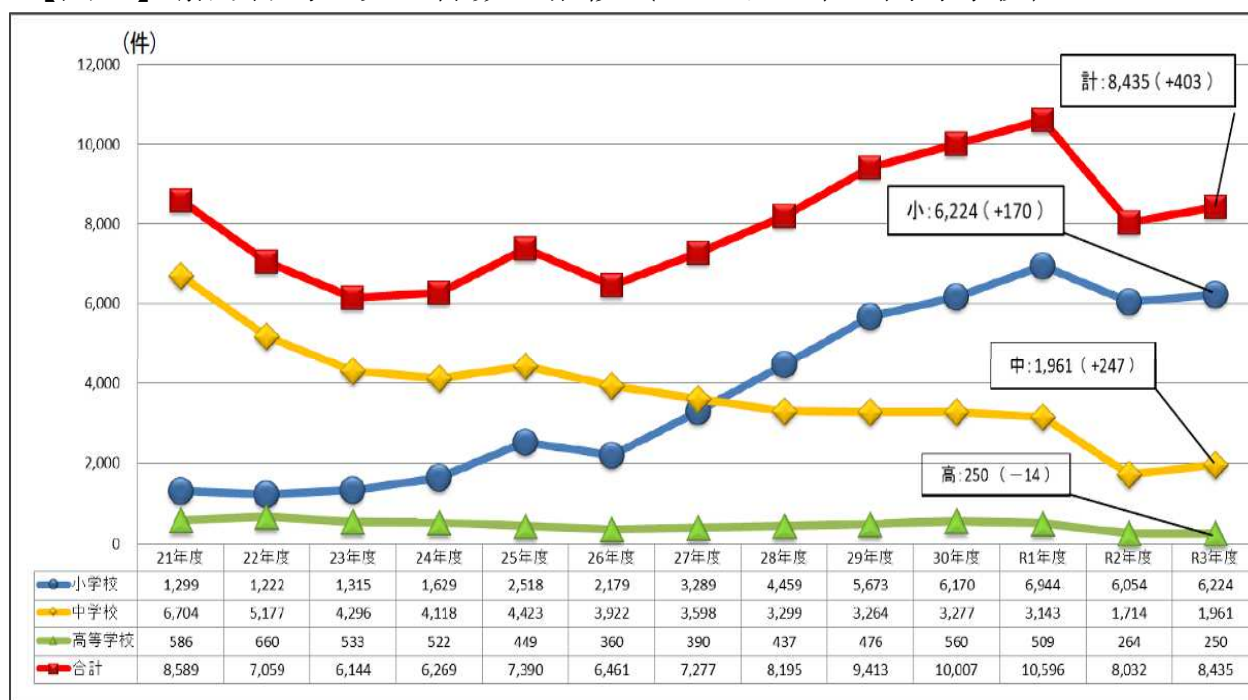


(2) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和3年度の暴力行為の発生件数は、前年度より403件増加し8,435件であった。内訳は、小学校で170件の増加、中学校で247件の増加、高等学校で14件の減少であった。（【図4】参照）

暴力行為の発生件数の増加については、いじめと同様に、児童・生徒にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

【図4】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



また、令和2年度の調査から、学年別の加害児童・生徒数の計上を、延べ人数から実人数に変更した。その中で、小学校を学年別に見ると、1・2・3学年の加害児童数が増加の傾向となっている。小学校の低学年において、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。（【図5】参照）

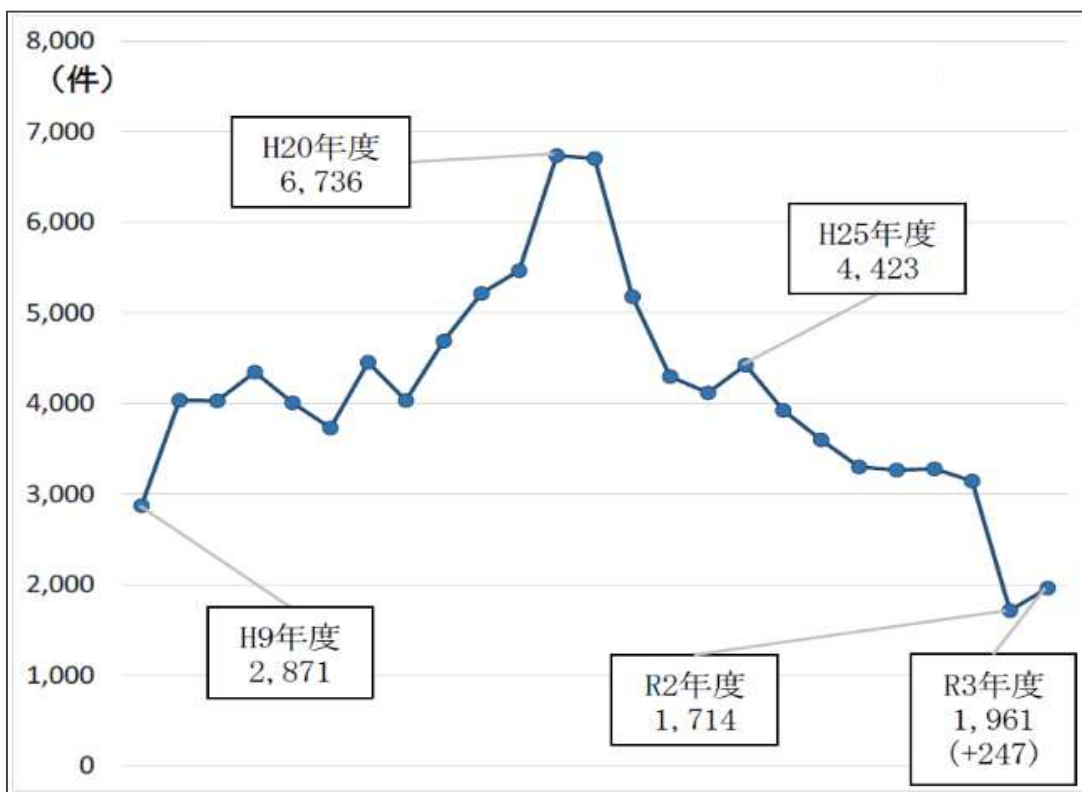
さらに、中学校での暴力行為の発生件数は、前年度と比べ増加した。発生件数が増加するのは、平成25年度以来8年ぶりとなった。暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではない。引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要がある。

（【図6】参照）

【図5】 暴力行為の学年別加害児童数の推移（公立小学校）



【図6】 暴力行為の発生件数の推移（公立中学校）

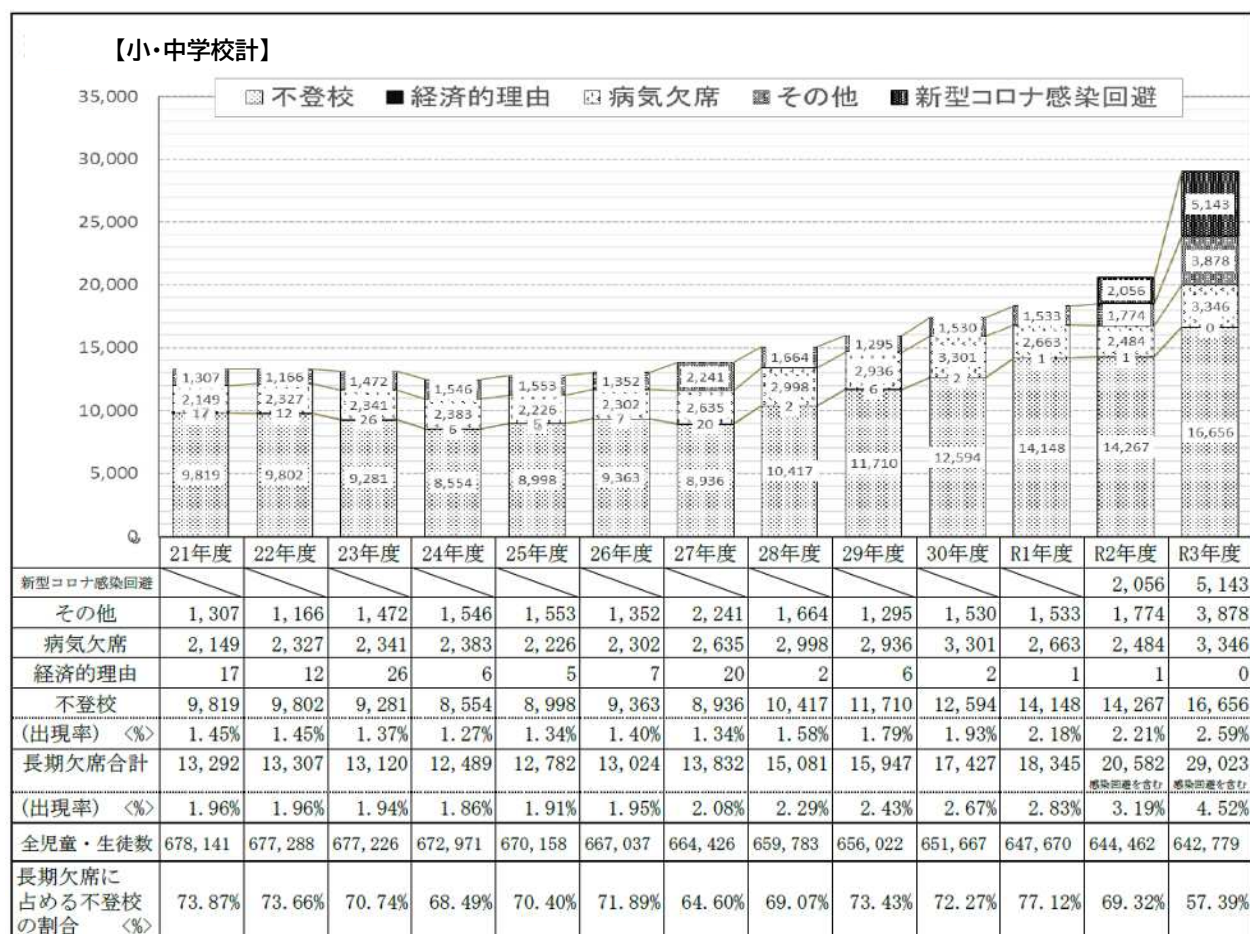


(3) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より8,441人増加し、29,023人であった。長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より2,389人増加し16,656人であった。（【図7】参照）

不登校の増加は、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で人間関係を築くなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も、背景として考えられる。

【図7】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）

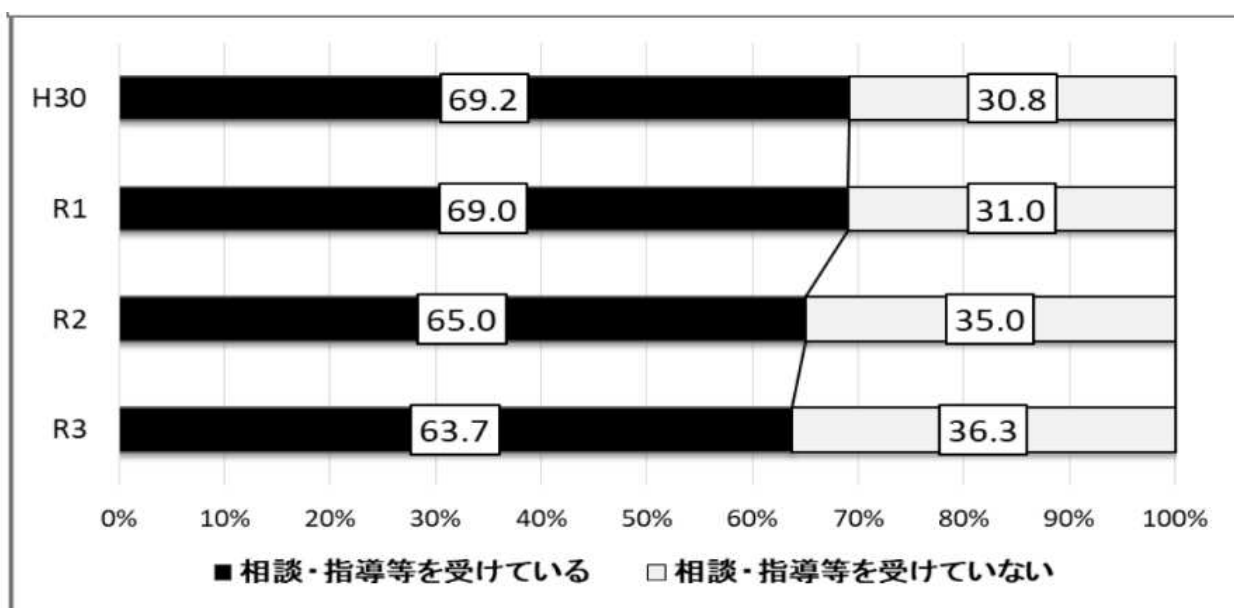


次に、不登校の児童・生徒の36.3%が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況となっている。

学校では、児童・生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていく必要がある。

(【図8】参照)

【図8】 不登校の児童・生徒の学校内外での相談・指導の状況
(公立小・中学校)



次に、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、新たに不登校になった児童・生徒数は8,635人であり、全体の51.8%だった。その内、中学校1年生では、新たに不登校になった児童・生徒が2,054人となり、全体の74.3%を占めた。(【図9】参照)

不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって魅力ある学校を目指した取組を進めることは重要である。

児童・生徒に意識調査を実施し、その結果を教育活動の改善に生かしながら、すべての教職員が児童・生徒の目線に立って議論し、考えられる改善策を実施する、PDCAサイクルによる「魅力ある学校づくり」に取り組む必要がある。

【図9】 学年別不登校の継続数と新規数を分けた前年度比較
(公立小・中学校)



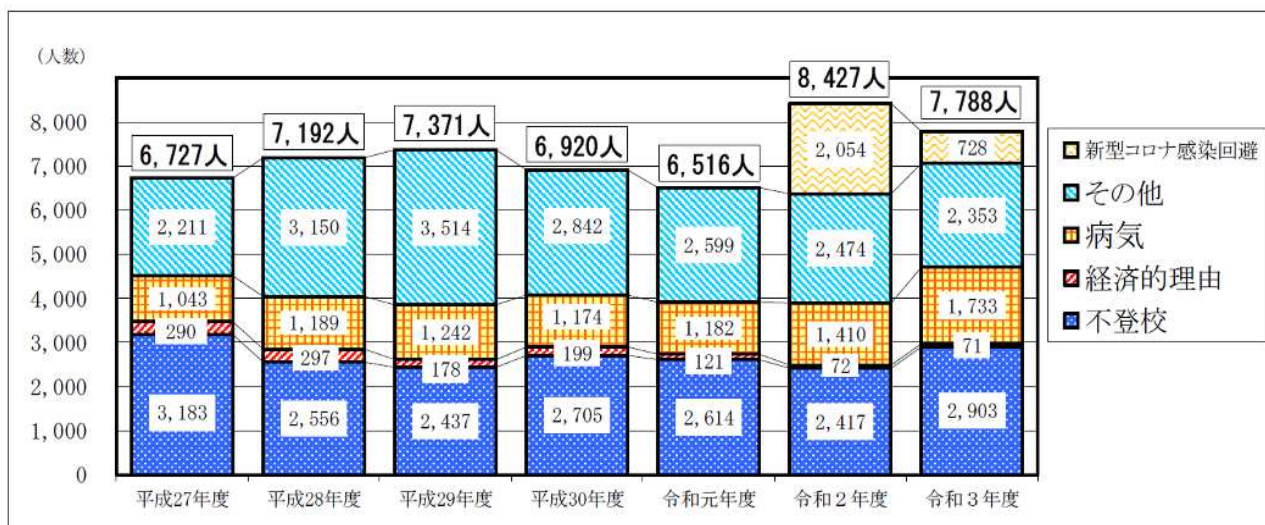
(4) 長期欠席・不登校について (公立高等学校)

公立高等学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より639人減少し、7,788人であった。長期欠席者のうち、不登校の生徒数は、前年度より486人増加し、2,903人であった。

(【図10】参照)

不登校は、環境によって誰にでも起こり得ることから、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていくことが必要である。

【図10】理由別長期欠席者数の推移
(公立高等学校全日制・定時制合計)

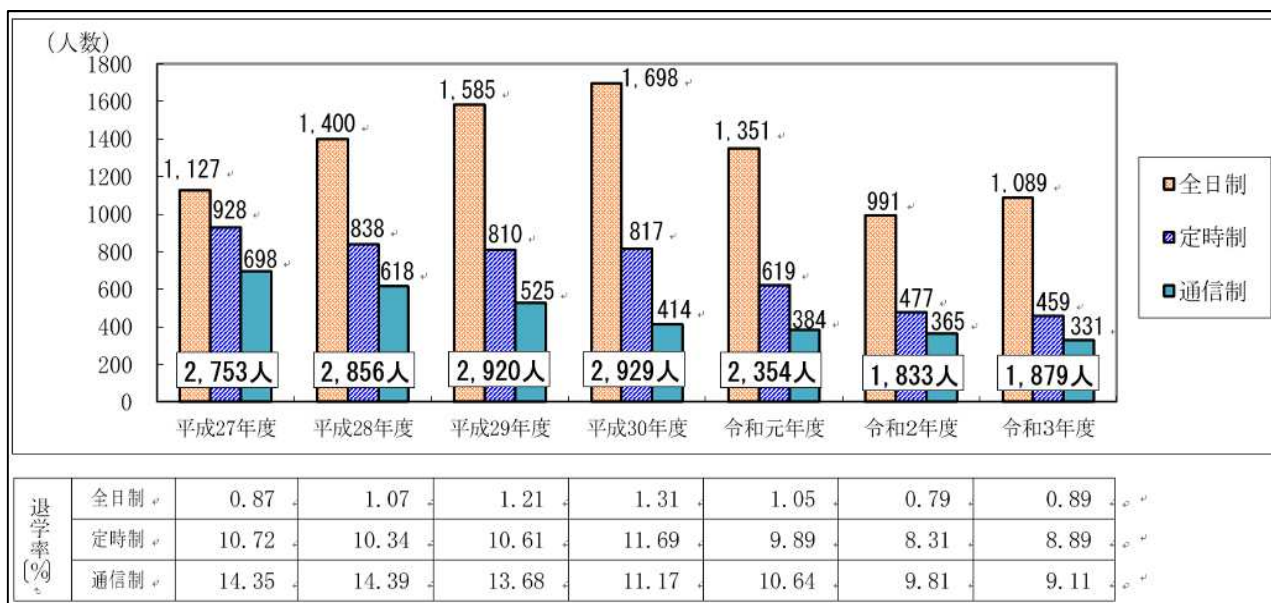


(5) 中途退学者について (公立高等学校)

公立高等学校における中途退学者数は、1,879人であった(全日制は98人増加、定時制は18人減少、通信制は34人減少)。中途退学率については、全日制・定時制は上昇し、通信制では低下した。(【図11】参照)

学校では、教育相談や学習指導をはじめとする、あらゆる学校生活の場面において、生徒一人ひとりに寄り添い、より丁寧な指導・支援を積み重ねていくことが重要である。

【図11】公立高等学校における中途退学者数の推移
(全日制・定時制・通信制別)



(6) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

ア いじめ（小・中・高・特）

認知件数 5 番目：1,000人あたりの件数31番目

＜前年度認知件数 6 番目：1,000人あたり36番目＞

イ 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 9 番目

＜前年度発生件数 1 番目：1,000人あたり 5 番目＞

ウ 不登校（小・中）

児童・生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数24番目

＜前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたり16番目＞

エ 不登校（高校）

生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数20番目

＜前年度生徒数 3 番目：1,000人あたり23番目＞

3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

(1) かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

(2) 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われている実践を「いのちの授業」として収集し、ホームページにて公開し、いのちを大切にする心をはぐくむ教育を推進する。

(3) 学びをつくる（魅力ある学校づくり）

ア 魅力ある学校づくり調査研究事業（令和元年度～）

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

イ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業（平成19年度～）

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

ウ 学級経営支援事業（平成27年度～）

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図る。

エ 小学校高学年教科担任制推進事業（令和4年度～）

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

オ 教育相談コーディネーターの養成・配置（平成16年度～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として配置し、全公立学校でのさらなる活用を図る。

(4) 学びを支える（関係機関との連携）

ア 県学校・フリースクール等連携協議会（平成18年度～）

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

イ 相談窓口の充実（平成6年度～）

電話相談窓口として「24時間子どもSOSダイヤル」を平成6年度に、SNSを活用した相談窓口として「SNSいじめ相談@かながわ」を平成30年度に開設し、総合教育センターにおいて多様な相談に対応している。

ウ スクールカウンセラーの活用（平成7年度～）

【令和4年度の配置状況】

中 学 校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小 学 校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

高等学校：拠点校に配置、全県立高等学校及び中等教育学校に対応

スクールカウンセラーアドバイザー：スクールカウンセラーの相談業務を支援するため、教育事務所に配置

エ スクールソーシャルワーカーの活用（平成21年度～）

【令和4年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置

（政令・中核市は独自に配置）

高 等 学 校：拠点校に配置、全県立学校に対応

(5) 社会とつながる（家庭・地域との協働）

ア かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ

（平成23年度～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催し、元気な学校づくりに向けた児童・生徒の主体的な取組を推進する。

イ 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進

（平成29年度～）

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクールの導入や内容の充実を図る。